

## 「檀原市市民協働指針改定案」に対するパブリックコメントの募集について

### 1. 募集期間

令和8年3月18日(水)から令和8年4月17日(金)まで(1か月間)

### 2. 趣旨

檀原市では、平成25年3月に「檀原市市民協働指針」を策定し、市民と行政が協働して進めるまちづくりに取り組んできました。しかし近年、全国的な人口減少・少子高齢化に加え、価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会構造や地域課題は大きく変化した結果、地域のニーズは多様化・複雑化し、行政だけではすべての課題に対応することが困難になっています。こうした時代の変化を受け、市民と行政が協力し合い、地域の課題を解決するための協働を推進するために、改定を行う市民協働指針案に対する意見を募集しています。

市民一人ひとりが主体的に地域活動に関わり、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちを目指すために、市民と行政が対等なパートナーとして協力し合うことの重要性が増しています。この協働の推進に向けて、具体的な進め方や課題解決の方法について、市民の意見を広く求めています。

### 3. 市民協働指針とは

市民協働指針は、市民と行政が互いの強みを生かして連携し、地域づくりを進めるための基本的な理念や方向性を示した指針です。この指針では、市民協働の重要性や進め方を示し、市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるような環境を作り上げ、持続可能な地域づくりを目指します。

協働の基本理念は、「ともにそだてる、わたしたちのまち」というキャッチコピーに表現されています。この理念のもと、市民と行政が対等な立場で協力し、地域課題の解決に取り組んでいくことを目指しています。

### 4. 意見募集の対象者

(1) 市内在住・在勤・在学の方

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体

## 5. 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 分庁舎(ミグラス)1階 屋内交流ひろば
- (3) かしはら万葉ホール1階
- (4) 保健センター北館1階
- (5) 中央公民館
- (6) ナビプラザ1階

※(2)(4)については土日祝を除く、募集期間中の8時30分から17時15分まで

## 6. 意見提出方法

・別添の「『「橿原市市民協働指針改定案」に対するパブリックコメント記入用紙」  
(以下、提出用紙)

に日本語で記入し、下記の(1)～(5)のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 直接提出
- (2) 郵送
- (3) FAX、
- (4) 電子メール、
- (5) インターネット上の専用フォーム

<https://logoform.jp/form/3a4j/1423554> 又はQRコード



・提出用紙へは、意見のほかに、個人の場合は氏名・住所を、法人その他の団体の場合は名称・所在地の記載を原則必須とします。

※意見記録の正確さを期すため、お電話・口頭によるご意見の受付は行いません。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※ 令和8年4月17日(金)到着分までの受付となります。(持参は同日午後5時まで)

## 7. 意見への対応

・受付したご意見については、要点を項目毎に整理集約したうえで、それに対する本市の考え方を後日ホームページ上で公開しますが、ご意見に対する個別の回答は行いません。

・提出用紙に記載された個人に関する情報は、本件以外の他の目的には使用しません。

・提出された原稿等は返却しません。

## 8. 提出先・問い合わせ先

橿原市役所市民協働課 市民活動推進係

〒634-0804 奈良県橿原市内膳町1丁目6-8 橿原市観光交流センター5階

電話:0744-47-0766

FAX:0744-47-2381

メール:kyodo@city.kashihara.nara.jp